



久留米市職員(薬剤職)採用選考案内

- 応募は、随時、受け付けています。
- 合格者が決まり次第、募集を終了します。

1 職種及び採用予定人数

職種	職務内容	採用予定人員
薬剤職	薬剤師としての専門的業務等に従事します。	1人程度

- (1) 上記の職務内容のほか、一般行政事務に従事することがあります。
- (2) 採用予定人員は変更になる可能性があります。なお、一定の基準に満たない場合、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (3) 採用予定人数に達するまで募集を継続します。

2 応募資格

(1) 薬剤師免許を有する人又は申込日の属する年度の国家試験で取得見込みの人

(2) 申込日の属する年度の4月1日時点において59歳以下の人

(3) 上記の応募資格があっても、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 薬剤師免許を取得できなかった場合は採用されません。

3 選考日程及び合格発表等

	申込期間	選考日程	合格発表	面接会場
①	令和7年8月26日 ～10月31日	令和7年11月 上旬～中旬	令和7年11月下旬	対象者に個別で お知らせします。
②	令和7年11月1日 ～12月26日	令和8年1月 上旬～中旬	令和8年1月下旬	
③	令和8年1月5日 ～1月30日	令和8年2月 上旬～中旬	令和8年2月下旬	

- (1) 選考日程は、申込者の都合等を考慮しながら設定し、個別にお知らせします。
- (2) 採用選考上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、後日お知らせする面接日の前日までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。
- (3) 選考結果の発表予定日は、面接時に別途お知らせします。発表は、受験者全員にその合否を郵送により通知します。
- (4) 採用者数が募集定員に到達次第、募集は終了となります。お申し込み頂いた場合でも、選考を実施しないことがありますので、ご了承ください。
- (5) 選考を実施しない場合、お申し込み頂いたメールアドレス宛にご連絡します。
- (6) 定員に到達しなかった場合、③以降も募集を継続します。その際は、採用選考案内により、スケジュール等を改めてお知らせします。
- (7) 受験は令和7年度の選考につき1回に限ります。

4 選考の方法及び内容

選考方法	内容
書類審査	申込時に提出された資格経歴等審査書により、資格・免許に関する専門的な知識や経験、表現力、企画力等について審査するもの
適性検査	職員として必要な適性等について、Web形式で行う検査
面接	資格経歴等審査書についての質疑応答、面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定するもの

5 応募手続

「電子申請」による申し込み

右記 QR コードを読み取り、久留米市公式ホームページから電子申請の詳細な手続きを確認して申し込みください。(スマートフォンやタブレット等からも申請できます。受験票の印刷時にプリンタが必要です。)



6 採用日及び給与

(1) 採用日 合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和8年4月1日に採用されます。

(2) 給与 採用後の給与は、久留米市職員給与条例の定めるところにより支給されます。

(参考) 大学6卒24歳の例：[初任給] 243,776円 (地域手当含む) + 諸手当

大学卒業後、職務経験年数 7年の例：[初任給] 275,288円程度 (地域手当含む) + 諸手当

大学卒業後、職務経験年数 17年の例：[初任給] 320,112円程度 (地域手当含む) + 諸手当

7 成績の開示

成績については、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- 対象者 選考の不合格者(すべての科目を受験した人に限ります。)
- 請求方法 「受験票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市総務部人事厚生課まで持参してください。
- 開示内容 得点を開示します。
- 開示期間 選考の合格発表の日から1ヶ月間

8 その他

電子申請により応募いただいた申込者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 選考の方法及び内容

全ての選考において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

● 公権力の行使に該当する職務

(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、
建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視

● 公の意思の形成への参画に携わる職

市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

10 選考申込み及び問い合わせ先

久留米市 総務部 人事厚生課 〒830-8520 久留米市城南町15-3

電話 0942(30)9056 FAX 0942(30)9706

E-mail jinji@city.kurume.lg.jp ホームページ <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>